

【判例研究】

月掛総合保険契約の保険料支払債務につき
これを取立債務とする旨の黙示の約定を
したと認められた事例

——東京高裁昭和五九年八月二十九日判決

判例時報一二二九号一二八頁——

岡 田 豊 基

【事実の概要】

X（原告・控訴人）は、昭和四四年一月に、Y保険会社（被告・被控訴人）との間に、自己の所有する店舗について、「月掛店舗総合保険契約」および「月掛店舗休業保険契約」を締結した。本件各保険普通保険約款には、月掛保険料の払込場所についての規定はなく、案内書に集金人に払い込む旨が記載され、申込書の保険料集金場所欄に、当時のXの住所が記載されていた。同所はX経営の食堂四方山店の所在地であった。そして、申込書の集金人欄にはY会社神奈川支社営業係長訴外Aの名前が記入

月掛総合保険契約の保険料支払債務につきこれを取立債務とする…… 岡田

（一〇七七）二二五

されていた。Aが第四回目の保険料の払込期日(同年四月二十九日)後の五月二〇日及び二七日の二回にわたり、四方山店に集金に赴いたが、Xが不在であつて、右保険料の支払を受けられず、従業員に対し、集金に来たことをXに告げてくれるように依頼した。その後Aは、六月一日、同店において、Xに対し、右保険料が未払になつてゐる旨を告げた。その際、Xは、同人の経営するドレミ店(パブレストラン)に午後一二時頃に出ているので、その時刻頃集金に来るように応答した。Aは、同月八日にも四方山店に集金のため赴いたが、従業員に伝言を依頼したにとどまつた。そこで、Y会社は、第四回目の保険料払込期日から五〇日を経過した後の六月一九日に、Xに対し、四方山店にあつて、郵便はがきで、保険料不払を理由とする本件保険契約解除の意思表示を發した。

この解除通知に対して、Aは次のように述べて、解除無効を訴え、自己の債務不履行について責任のないことを主張した。本件各保険契約においては、保険料支払債務を取立債務とし、集金場所をドレミ店とすることが約定されていた。Aは、第四回目の保険料払込期日に、ドレミ店に右保険料の集金に來なかつた。かかる場合には、本件各保険契約の内容、従前の取引慣行等及び信義則上、Y会社は、Xにあつて、あらためて集金日の決定につき協議の申入をし、右協議によつて定められた日に、集金に行くことが要求されているものである。Aが五月に四方山店に集金のため赴いたとしても、そこは集金場所でなかつたのであるから、それは取立行為にはあたらず、集金日の協議申入の趣旨さえも意味しない。また、六月XとAが会つた際に、同人から集金日決定の協議申入がなされたとすれば、Xは、昼間ドレミ店で保険料を支払う旨を申し入れたが、Aは右申入に応ずるような措置をとらなかつた。したがつて、第四回目の保険料未払については、新しい集金日の決定がないのであるから、Xには債務不履行の責任がない、と述べて、解除無効を訴えた。

【判旨】 控訴棄却

「Y会社の月掛総合保険約款集にある本件各保険普通保険約款には、月掛保険料の払込場所についての規定はなく、右約款集の末尾に添付されている案内書の「保険料のお払い込みについて」と題する欄には、第二回以降の保険料は、払込期日までに、

集金に來た集金人に払い込む旨の記載があること、本件保険契約申込書には、その申込人の住所欄に「横浜市神奈川区西神奈川町一―一四―二」と記入され、集金場所欄に「申込人の住所に同じ」と印刷され、その余白部分に、それと異なる場所の記入がなく、集金担当者については、本件保険契約の取扱者であるY会社神奈川支社営業係長Aと記載されていること、本件第二回ないし第四回目の保険料について同人及びその代行者Bが集金にあつたことが認められ、右認定に反する前記Y本人の供述部分は、前掲の各証言に照らし措信できず、そのほかに右認定を動かすに足る証拠はなく、前記の住所地が、当時Xの経営していた食堂四方山店の所在場所であつたことについては、当事者間に争いが無い。

以上の事実によると、Y会社は、Xとの間で、本件保険契約の締結にあたり、Y会社の集金人（右契約取扱者A）が、集金場所の四方山店において、毎月の保険料を取り立てる旨を約定したものと認められ、本件保険料支払債務は、取立債務であるといふことができる。」

I

保険契約は有償・双務契約であり、保険者が保険料の支払および保険事故発生を前提とする保険金支払義務を負うのに対して、保険契約者は保険料支払義務を負う（商法六二九条・六七三条）。保険料支払義務不履行の場合には、債権法一般からは、保険者は契約解除（民法五四一条）、損害賠償請求（民法四一五条）のほか、強制執行（民法四一四条一項）をなすこともできる。しかし、「保険の性質上このような手段をとることは好ましくない」⁽¹⁾ので、生命保険・損害保険とも、約款で保険料払込期日後一定の払込猶予期間を設け、保険契約者が保険料を払い込まないでこの期間を徒過したときは、保険契約は失効する旨を定めるのが通例である。⁽²⁾これがいわゆる失効約款である。

ところで、保険料支払債務の履行場所については、法律上特段の定めがなされていない。したがって、その行為の性質または当事者の意思表示または商慣習によって定まらないときは、保険者の営業所（営利保険の場合）または相互会社の主たる事務

所(相互保険の場合)が、保険料支払債務履行の場所となる(商法五一六条、保険業法四二条、民法四八四条、商法五四条二項)⁽³⁾。

この保険料の支払場所が問題となるのは、第二回目以降の分割保険料支払債務の履行についてであり、一時払の保険料および分割払における第一回目分割保険料および第一回目保険料相当額については、持参債務の原則が適用される⁽⁴⁾。損害保険約款では、保険料支払場所についての規定がないのに対して、生命保険約款では、昭和三十一年三月以前は、原則的には、保険料の支払場所は、保険会社の主たる営業所または保険者の指定する場所とする旨が定められていた⁽⁵⁾。しかし、実際には、保険会社がその集金人を保険契約者の住所または営業所に赴かせて、保険料を取り立てることが多く、これを前提として、昭和三十一年四月一日から一般に、集金人を保険契約者の住所またはその指定した保険料払込場所に派遣したときは、集金人に支払うように、約款が改正された⁽⁶⁾。そこで、保険料支払債務に関しては、もっぱら生命保険において、上記約款の存在と取立の事実とを前提として、その債務の性質をいかに把握すべきかについて検討されることとなった。つまり、集金人が保険料を取り立てているという事実が、約款上の持参債務の原則を変更することになるのかをめぐって、争いが生じてきたのである。

なお、現行の生命保険約款は、保険料の分割払を認めたくらんで、分割保険料の支払方法について、集金扱、口座振替扱、銀行・郵便局への振込扱、店頭扱、団体扱などの選択岐を設け、保険契約者の都合に合わせて払い込むことを規定している。このように、その内容が変更された現行約款においても、保険料支払債務の性質について上記と同じ問題が生じる可能性を内包しているとともに、従前からこの問題は、生命保険についてのみ検討されてきた経緯もある。そこで、損害保険である本件の問題を検討する指針とするために、まず生命保険における保険料支払債務の性質、換言すれば、保険料の支払場所に関する判例・学説を概観していくことにする。

(1) 青谷和夫・改訂保険契約法論Ⅰ(生命保険)、二七〇頁・千倉書房・一九七〇年。

(2) しかし、保険料の払込みがないという事実だけで、催告も要せず、契約の失効を生ぜしめることに對しては批判がある(渋谷光子

「保険料債務の履行場所」商法の争点(第二版)・二四五頁・有斐閣・一九八三年。

(3) 谷川久「保険料支払義務は取立債務か持参債務か」生命保険判例百選・一三一頁・有斐閣・一九八〇年。

(4) 岩崎稜・保険料支払義務論・一二四頁以下、二四〇頁・有斐閣・昭和四十六年参照。

(5) 吉田明「保険料債務をめぐる問題点―持参債務か取立債務かという点を中心として―」生命保険経営・四五巻四号・八五頁・昭和五二年七月。

(6) 吉田・前掲・八四―八五頁。この約款改訂の経緯については、青谷「日払保険料の支払債務」生命保険経営・三〇巻四号・二二―二八頁

・昭和三七年七月、井出隆「月払契約における保険料支払債務の不履行と失効約款」同誌三八巻三号・五六―五九頁、昭和四五年五月、吉田・前掲・八四―八八頁を参照。

II

まず、判例法理について概観していくことにする。保険者と保険契約者との合意もしくは慣行により支払場所が定められたと判示した判例と、原則的に持参債務を定めた約款の下で、その約款と集金の慣行との関係について判示した判例とに大別される。

大審院大正一三年五月一九日判決(新聞二二七四号二二頁)

【事実の概要】

X(上告人)はY保険会社(被上告人)との間で、生命保険契約を締結し、第一回目ないし第三回目までの保険料は、Y会社の代理店Aに払い込んだ。大正八年二月二日、Y会社は本件保険契約に瑕疵があるとの理由で、契約を解除した旨をXに対し通告した。同年六月一六日、Xの第四回目の保険料払込に対し、A代理店は、本件契約はすでに解除されているので、保険料の受領権委任も解除されているとの理由で、保険料の受領を拒絶した。その後、Xは第六回目までの保険料をA代理店に払い込んだが、いずれも受領を拒絶されたので、B金庫に供託した。そこで、保険料債務の履行場所の特約と、供託の効力について争われた。

月掛総合保険契約の保険料支払債務につきこれを取立債務とする…… 岡田

(一〇八一)二二九

【判旨】 破棄差戻

「本件保険契約成立以後第一回乃至第三回ノ保険料ハA代理店ニ払込マレタルコト当事者間ニ争ナク爾後払込ノ場所ニ付変更アリト認め得ラレサル本件ニ於テハ上告人ノ為シタル本件供託ハ債務履行地ノ供託所ニ之ヲ為シタルモノト認めヘキヲ相当トスル」
本件判決は、保険契約が成立して以来、数回保険料の払込を代理店でした事実があるときは、右代理店所在地を保険料の支払地とする黙示の特約をしたものと認めることができる、というものである。

大審院昭和三年二月八日判決（評論一八卷商法三七九頁）

【事実の概要】

訴外AがY保険会社（被告）との間で締結していた生命保険契約の保険証券には、保険料支払期間内に保険料が払い込まれなかったときは、当該保険契約は失効すると規定されていた。本件保険料は、Y会社の代理店が取立をなすことが約定されていたところ、代理店主がその取立を怠り、支払期間終了後支払った。Aが死亡したので、X（上告人）らがY会社に対して保険金の支払を請求したところ、Y会社は本件契約の失効を理由に支払を拒絶した。

【判旨】 破棄差戻

「該保険証券ノ記載ハ本件保険契約ノ内容ヲ為スモノト認め得ヘキモ……上告人ノ過失ニ因リ支払期間内ニ保険料ノ払込ヲ為ササリシ場合ニ於テノミ保険契約ノ失効ヲ来スヘキ処旨ナリト為スニアルコト勿論ナル」

この判決は、保険料取立の慣行がある場合には、保険契約者は取立を受けないかぎり払込遅滞にならないと解する余地を残していたが、その後の戦前の下級審判例は、明確に右解釈を否定している。⁽¹⁾
つぎに掲げる判例は、いずれも持参債務を定めた約款と保険料取立の慣行との関係について判示した判例である。

東京控訴院昭和十三年七月三〇日判決（新報五一八号二〇頁）

【事實の概要】

訴外AがY保險会社（被告・被控訴人）との間で、自己を被保險者とする養老保險契約を締結した。保險料は半年払とされ、Y会社が自己の社員を取立に赴かせる旨を告げ、昭和七年上半期迄の保險料は、その社員において取り立てられていた。約款には支払猶予期間内に支払われなければ契約は失効するとの旨が定められていた。昭和七年下半期分保險料は、猶予期間後に取り立てられた。その後Aが死亡したので、法定相続人X（原告・控訴人）が保險金の支払を請求したが、Y会社は、保險料が期間内に払込まれなかったことにより、本件保險契約は失効したとして、請求を拒絶した。ところで、当時、Y会社は、保險料の払込について、東京市内の大部分の保險契約者に対し払込案内を発するに際し、集金人をつかわす旨を通知し、払込期日後に集金するを通例とし、東京市内の残地方および集金区域内の契約者でも集金を希望しない者に対しては、会社は直接振替送金させるのを普通としていた。原審（東京地裁昭和一〇年六月二四日判決評論二四卷商法五一九頁）は、Xの主張する保險料取立の慣行の存在を否定したうえで、保險会社は、自己および保險契約者の便宜をはかるために取立をなすにすぎない、と判示した。

【判旨】 控訴棄却

「保險会社カ保險料ノ取立ヲ為スハ自己保險契約者ノ便宜ヲ慮リえシヲ為スモノニシテ……本件契約ニ付テハ持參払ノ特約アルモノニシテ、右認定ノ如キ慣例アルノ故ヲ以テ本件保險証券ニ於ケル前示約款ヲ例文ナリトシ又ハ本件契約ニ付キ契約当事者ハ取立債務ノ慣習ニ從フノ意思アリタルモノト為シ又ハ持參払ノ約定カ、右慣例ニ從ヒ取立ヲ成シタルコトニ因リ取立債務ノ約定ニ変更セラレタリト為スコトヲ得サルモノトス。」

東京高裁昭和二六年九月二五日判決（下民集二卷九号一一一九頁）

【事実の概要】

X (原告・控訴人) は Y 保険会社 (被告・被控訴人) と戦前に生命保険契約を締結し、保険料を支払ってきたところ、Y 会社は昭和二二年に、保険業法一〇条三項に基づく大蔵大臣命令により、保険料が将来に向かって増額になったとして、増額保険料を請求してきた。増額部分の債務不存在確認の訴につき、X は、保険料中に含まれる維持費の大部分は、保険料取立に要する費用であるが、保険料は民法四八四条により持参債務であるから、取立費用は法律上必要のないものであり、既存契約の保険料を増額する必要はないとした。

【判旨】 控訴棄却

「我国保険業者の慣行として……人を派し契約者について、保険料を徴収する実状にあることは実験則上明白であるから、保険料の支払については当事者間に於て取立債務とする暗黙の合意が成立しているものと認めるのを相当とすべきを以て、右費用を本件命令に際し考慮に入れたのは寧ろ相当であると認められる。」

この判決に対し、「我国保険業者の慣行」と述べているので、一般的慣行の意味で問題にしているのであろうが、判決のいうように慣行があれば暗黙の合意ありとはいえず、暗黙の合意の成立を認めるには、ケースごとの具体的事情の判定が必要である、との批判がある。⁽²⁾

東京高裁昭和四五年二月一九日判決 (下民集二二巻一・二号三三四頁)

【事実の概要】

X (原告・控訴人) は、昭和三九年六月三〇日、Y 保険会社 (被告・被控訴人) との間において、本件約款および特約に基づき、訴外 A を被保険者とする生命保険契約を締結した。X は、保険契約締結と同時に、Y 会社に対し、第一回保険料を支払い、以後一一回にわたり、Y 会社の集金係員訴外 B に対し保険料を支払った。B は、昭和四〇年九月分の保険料については、三回に

わたりX方に赴いたが、支払われなかった。その後、集金人になった訴外Cは、一〇月末三回にわたり、九月分・一〇月分の保険料の支払を求めたが、支払を得られなかった。Aが同年一月一九日に死亡したので、Xは保険金の支払を請求したが、Y会社は保険料不払により保険契約は失効していると主張して、支払を拒んだ。これに対して、Xが、本件保険料債務は取立債務であり、九月分の支払期日は一〇月三日であるところ、Y会社はその期日まで取立を怠ったのであるから、本件契約は有効に存続していたと主張したが、Y会社は、本件債務は持参債務であり、支払期日は九月三〇日であるところ、集金に赴いたにもかかわらず支払われなかったものであると主張した。

原審（東京地裁昭和四三年二月一二日判決判夕二二一号一八五頁）では、我が国生命保険業界の慣行として、集金員を派遣して保険料を徴収する実情にあること、および、本件保険契約締結の際に、Y会社の勧誘員が交付した保険料領収証に「保険料は毎月会社から集金にお伺いしたときにお払い込み下さい。」と記載されており、Xは以後Y会社の集金員の取立に応じて保険料を支払っていることから、取立債務であるとした。しかし、取立に行ったにもかかわらず支払われなかったため、その後一ヶ月の猶予期間の経過により本件契約は失効したという理由で、Xを敗訴させた。

【判旨】 控訴棄却

「保険契約においては保険料の支払場所について特約のあるのが一般であるから保険料の支払債務を取立債務とする事実たる慣習があるとなしうるかは右の事実のみによって判定し難いところであり、右の慣行がかりに、事実たる慣習といいうるとしても保険契約当事者の意思表示の内容となるためには当然意思表示の内容に保険料支払場所に関し何らの定めがない場合に限られる……本件保険契約にあっては保険料支払場所に関しこれを持参債務とする旨の約款及び特約の規定が存するのである。従って、本件保険契約の当事者……の間には保険料支払場所に関し右の慣行と異なる明示の約定がなされているものといわなければならぬ……。特約との関係について、例外として契約者のもとに集金人が派遣された場合には集金人に支払えば足りるにすぎず、集金の有無にかかわらず払い込むべき月の翌月の二〇以後は、再び持参債務の原則に復帰する。」

月掛総合保険契約の保険料支払債務につきこれを取立債務とする…… 岡田

(一〇八五)一三三三

後半の東京高裁の二判決は、保険者と個々の保険契約者との間の集金の合意については相反する結論を出しているが、ともに保険者と保険契約者一般との間に集金の慣行が存在することを認めている。しかし、前者判決は、保険料中に含まれる維持費の中に、保険会社が保険料取立に要する法律上の必要経費が含まれるか否かの観点から争われたものであるのに対し、後者判決は、保険料債務が取立債務か持参債務かの、その法的性質について争われたものであり、「判決の持つ意義も比重も異なるのである。」ただし、後者に対しては、事実たる慣習と約款のどちらを優先されるべきか簡単に決められず、約款によって慣行の効力をあらかじめ否定しておくことができるかは疑わしい、との批評がある⁽⁴⁾。また、後者では、集金人が支払期限の前後にわたり集金に赴いており、保険契約者側に保険料不払について懈怠があるので、取立債務か持参債務かを論ずる必要もなかったといえる、との批判もある⁽⁵⁾。

さて、学説では、上述の問題について、もっぱら持参債務を定めた約款と集金の慣行との関係について論じられている。現行法の下では取立の慣行には、約款上の持参債務の原則を取立債務に変更するということまでの効力は認められないとするもの⁽⁶⁾、あるいは、持参債務を定めた約款を保険者の意思表示そのものと解し、その約款が特に慣習に従わない旨の特約になっているとして、持参債務の原則に変更なしとするもの⁽⁷⁾、という説もある。しかし、一般的には、保険者が取り立てることが慣行になっている場合には、取立債務とする黙示の契約があるものと認めて、取立がないかぎり、保険契約者は、保険料支払につき履行遅滞に陥ることはなく、保険料未払を理由に契約が失効されることはない⁽⁸⁾と解され、これが通説となっている。

また、保険料取立の実態を考慮したうえで、今日のような付加保険料の構成では、集金人による保険料取立がサービスとはいえ、約款の当該条項に対し、保険契約者が対価性確保という客観的意匠の内容の意味において、客観的に合意したとは言い難いとして、約款の当該条項は無効であり、第二回目以降の保険料債務の履行場所は、保険契約者の住所または営業所とすべし、とする見解もある⁽⁹⁾。

ところで、持参債務とする見解の中に、集金の慣行とは、保険者と個々の保険契約者との間の個別的な慣行と、保険者と特定

区域における保険契約者一般との間の慣行（事実たる慣習）とを、区別しなければならぬとする見解がある⁽¹⁰⁾。この区別の意味は、慣行と約款規定との効力関係を考へるうえで重要だからである。慣行が存在していたとしても、当事者間でそれを援用しない場合がありうるからである⁽¹¹⁾。この見解の内容は、次のとおりである。まず、保険者と個別の保険契約者との間の場合には、約款上持参債務とされた保険料支払が集金の慣行によって、いつから取立債務に変更するかということが問題となるが、それは各般の個別事情を考慮して判定すべきとされる⁽¹²⁾。つぎに、保険者と特定区域内に居住している一般の保険契約者との間の場合には、集金の慣行が民法九二条の慣行に該当し、民法九二条の適用が可能か否かということが問題となる。民法九二条が適用されるのは、当事者が反対の意思をもって慣習に従わない旨を表示しない場合と認められる。そして、持参債務を定めた約款は、ここにいう「反対の意思」の表示といえる。したがって、月払契約における保険料の支払債務は持参債務であり、ただ各事例の具体的な事情を考慮すれば、場合によって取立債務と同じ取扱をなすべきであるとの結論を導き出しうる⁽¹³⁾。

- (1) 渋谷・前掲・二四四頁。
- (2) 中村敏夫「保険料債務は取立債務か」保険判例百選・一九五頁・一九六六年。
- (3) 中村「生命保険料の集金」ジュリスト四八一号・八一頁・一九七一年。
- (4) 大沢康孝「保険料支払債務を持参債務とする約款規定の効力——集金の慣行との関係」ジュリスト五四六号・一二三頁・一九七三年。
- (5) 谷川・前掲・一三一頁。
- (6) 青山兼司「保険料集金の慣行について」保険契約法研究・一八七頁以下・有斐閣・昭和一四年。
- (7) 中村・前掲・一九五頁、井出・前掲・五七頁。
- (8) 田中誠二・新版保険法・一八五頁・千倉書房・昭和三五年、大森忠夫・保険法・一六六頁・有斐閣・昭和三二年、石井照久・商行為法・海商法・保険法・二〇〇頁・勁草書房・昭和四六年、伊沢孝平・保険法・一六二頁・青林書院・昭和三二年、野津務・新保険契約法論・二五三頁・中央大学生協出版局・昭和四〇年、西島梅治・保険法（第二版）・一三二頁・筑摩書房・昭和五五年、田辺康平・現代保険法・一六六頁・文眞堂・昭和六〇年。
- (9) 吉川吉衛「普通取引約款の基本理論（三・完）——現代保険約款を一つの典型として——」保険学雑誌四八五号・一四五頁・昭和四四年六月。

- (10) 中村・前掲・一九四頁——一九五頁。
- (11) 井出・前掲・五四頁。
- (12) 井出・前掲・五四頁。
- (13) 井出・前掲・五七頁。

III

以上の判例・学説をふまえて、保険料支払債務の法的性質について検討していくことにする。

商法五一六条は、商行為によって生じた債務については持参債務を原則とし、債務の履行場所がその行為の性質または当事者の意思表示によって定まっているときには、それに従うことは文言により明らかであるが、商慣習によって定まっている場合も同様であると解されている。

保険者と保険契約者との間の約定は、通常、普通保険約款の形で存在する。生命保険の普通保険約款では、原則として持参債務を定め、保険契約の住所が会社の定めた地域内にある場合で、便宜会社が集金人を派遣したときは、その集金人に支払うように定め、集金人に払い込まれなかった場合には、持参債務になると定められていた。このように理論上は持参債務であるのに、保険者が人を派遣して集金するのが実状であり、これが慣行となっている場合には、その保険料支払債務の性質をいかに把握すべきか、これがここで取扱うテーマなのである。したがって、それはひとえに約款解釈の問題であるといえる。⁽¹⁾

かかる内容の約款の解釈については、前掲東京高裁昭和四五年二月一九日判決が、次のように判示している。⁽²⁾

「右の……規定はとりもなおさず保険料持参債務の原則を明定したものにはかならず、……本件保険料支払債務は持参債務であることが宣言されているものとみななければならない。……右特約第三条第一項但書の規定（集金人の取立規定——筆者挿入）は本文の規定……の例外的場合を定めたものであって……被控訴人が契約者のもとに集金人を派遣したときは……集金人にこれ

を支払えば足りる旨を定めているに過ぎないものと解される。」

すなわち、本判決は、約款の規定は、集金人を派遣する旨の文言を含めて、持参債務の原則が貫かれているとみているのである。また、上述の持参債務とする見解が主張するように、持参債務を定めた約款が慣行に対する「反対の意思」の表示であるとして、原則的に、月払契約における保険料支払債務は持参債務であるとす。

しかし、約款を解釈するにあたっては、それを作成した企業者側の意思だけではなく、その適用が予定された顧客圏内に存する顧客の合理的かつ客観的意思をも考慮すべきである。つまり、「企業者と取引関係に入るべき平均的顧客の理解可能性がその解釈の標準とされる。」⁽³⁾そこで、保険会社側がサーヴィス、つまり義務なくして行っているとされる保険料集金の実体および性質、ならびに契約者側の期待について検討していくことにする。

まず、保険勧誘員は、申込人から申込書と第一回保険料相当額を受領する際に、申込人と第二回目以降の保険料払込方法について話し合い、集金扱と決まれば、「毎月何日頃うかがいます」といい、その後、保険者は継続して集金人を派遣する。保険者は、集金人に対し、経営面からみて、第二回目以降の保険料の収納は「保険会社の血となり肉となるものの源泉の取り入れであり」、積極的に集めるよう教育指導している、という⁽⁴⁾。このような実態の下では、保険契約者側が、保険料債務が取立債務であると判断するのは無理からぬ正当な状況にあると思われる。⁽⁵⁾また、そうあるべきことを期待するのは「社会人の要請」でもある⁽⁶⁾。この集金行為は、保険契約者の側からみれば、持参する手間が省けるだけでなく、保険料不払による契約解除の可能性も低く、きわめて有利である。これに対して、保険者は、集金のために多くの集金人を雇い、多額の経費がかかると考えられるが、集金により保険料の回収を確実にすることができ、保険料不払による解約を少なくせうするという点において、保険者にメリットがある、といえる。保険者は自己の受益のために集金しているのではなからうか。

以上のように、約款の文言のみの解釈によれば、保険料支払債務の性質は持参債務であるといえよう。しかし、約款の解釈にあたっては、客観的・合理的解釈の原則があり、約款を使って取引をしようとする当事者双方の意思を尊重して行わなければならない

らない。集金行為について、保険者側は、それはサーヴィスであり、原則的には保険料支払債務は持参債務であるとしているが、保険料の取立を奨励しているという実状がある。そこで、保険勧誘員が、申込人との話し合いで、保険者の意思表示とされる保険約款の原則である持参扱いでなく、集金扱いと決めた段階において、保険者があとから承認するということを前提として、支払方法について新しい合意がなされたといえないであろうか。この場合には、保険者は約款の内容とは異なった意思表示を行つたとみてさしつかえないといえよう。したがって、集金扱いと決まれば、取立債務となるべきである。

- (1) 吉田・前掲・九一頁。
- (2) 下民集二一巻一・二号三三四頁。
- (3) 石井・普通契約条款・六四―六五頁・勁草書房・昭和三年。
- (4) 吉田・前掲・九六―九七頁。
- (5) 吉田・前掲・九六頁。
- (6) 青谷・前掲・三一頁。

IV

本件各保険普通保険約款には、月掛保険料の払込場所についての規定はなく、案内書に取立債務の記載があり、申込書の集金場所欄には「申込人の住所に同じ」と印刷され、集金担当者名が記入されてあった。さらに、第二回目ないし第四回目の保険料については集金の事実があった。これらについて、ひとつひとつ検討していくことにする。

まず、保険者の意思表示とされる約款に払込場所の規定がない場合には、約款に代わりうる別の保険者の意思表示があれば、当事者はそれに従うものと解される。本件では、案内書および申込書がその意思表示とされよう。これについては、「保険料は毎月会社から集金にお伺いしたときにお払い込み下さい」と記載されていた保険料領収証に保険者の意思表示ありと認定している東京地裁昭和四三年二月二日判決が根拠となる。

つぎに、慣行についてみていく。本件各保険契約は、ともに月掛保険契約である。月掛保険は、明治二六年六月に「簡易火災保険」を実施したことによる。昭和三七年六月から各種の月掛総合保険がみられるようになった。月掛保険の先陣となった月掛火災保険は、主として中小商工業者や俸給生活者等を対象として、火災保険を普及発展させるために、年保険料を一ヶ月に均等分割して、毎月その一ヶ月分を徴収する制度を採用した火災保険である。このような事情を背景として、月掛保険の特徴のひとつに、保険料の集金制度がある。この制度をとる理由は、この保険の対象である一般大衆に毎月月掛保険料の払込を励行させることは無理であり、このため毎月契約日に会社から集金人を派遣することにより、月掛保険料の回収を確実にするためである。⁽²⁾ 学説も、一般に、月掛保険について集金慣行の存在を認めている。これにより、本件では約款と慣行とが同じであることがわかる。

さらに、集金の事実であるが、本件の場合月掛保険の性質によるものであろうが、案内書・申込書に記載されていることにより、集金がなされたものである。このような保険者の意思表示に対して、保険契約者は別段の意思表示をしないかぎり、当事者間に取立債務の合意が成立しているといえる。

(1) 判夕二二一号一八五頁。

(2) 新損害保険実務講座(七)・三七七頁―三七八頁・有斐閣・昭和四八年参照。

V

保険料債務が取立債務となった場合、保険者はどこまで取立行為をしなければならないのか、という問題がある。つまり、本件のごとく、集金人が集金に赴いたにもかかわらず、保険契約者に会うことができず、集金ができないまま期間が経過し契約が失効した場合、あるいは保険契約者側の事情で、保険料が納入されないで契約が失効した場合をどのように考えるかということである。このような場合には、保険者は義務を果たしたことになるといえる。つまり、集金人が支払についてしかるべき手段を

月掛総合保険契約の保険料支払債務につきこれを取立債務とする…… 岡田

(一〇九一)二三九

構じたことが、誰が見ても明瞭な場合、保険契約者は保険者に対抗することができない。「そのような契約者は救済される必要が全くない」⁽¹⁾からである。

おわりに、保険料の支払方法は多様化が進んでいる。前述のように、現行の生命保険の約款は、保険料の支払について分割払を認めたりえで、支払方法に選択岐を設け、保険契約者の都合に合わせて払い込むことを規定している。損害保険は、従来から約款中に保険料の支払方法に関する規定をもたず、現在もみられないが、申込書の集金場所欄に選択岐を設け、払い込むようになっていいる。今後は、金融機関を経由した支払方法が多くとられると考えられるので、このような変化と実態とを理解したうえで、保険料債務の法的性質をその事案の内容に応じて個別に検討する必要がある。

(1) 吉田・前掲・九九頁。